

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
令和4年6月17日
2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称
THVP-1号投資事業有限責任組合
3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
役職員の構成
社外取締役について、2名退任、2名選任
※取締役2名（うち東北大学役職員以外の社外取締役1名）については、変更前後で
変化なし
4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期
THVP-1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して10年経過後の最初に迎える決算日までとする。ただし、総有限責任組合員出資口数合計の三分の二以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、2年延長可（最長5年の延長可）とする。

※名称、所在地、出資者、取締役以外の役職員の構成、組織図、特定研究成果活用支援事業の内容については変更なし